

奈教総第58号
平成25年2月26日

奈良市監査委員	中村勝三郎様
同	中本勝様
同	松村和夫様
同	井上昌弘様

奈良市教育委員会
教育委員長 杉江雅彦

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）
奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知をします。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の結果に対する措置状況について

V 公有財産の管理に関する監査結果

3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

(3) 個別検討結果

⑮（財）奈良市学校給食会事務所の敷地及び建物

（保健給食課）

【監査結果】

福祉政策課の項（69ページ⑩（イ））で述べた通り、その他公共団体は公共組合、営造物法人、独立行政法人を指し、公共的団体とは公法人、私法人を問わず、公共的な活動を営む団体を指すと解される。

そのため、市給食会はその他公共団体ではなく公共的団体に該当し、「奈良市行政財産使用料条例」第6条第1号は減免理由として不適切であるため改められたい。

【措置の内容】

当該敷地及び建物の行政財産使用料については、平成24年度から減免をせず、使用料を徴収しております。